

壱岐市農業委員会定例会（平成30年6月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年6月25日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …… 番 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
  - 第2. 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第27号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 議案第28号 平成30年度農用地利用集積計画の承認について（第2回）

7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、只今から平成30年6月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、3番、…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地

の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人です。農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

#### 11番 土地の所在

郷ノ浦町大原触字崎原・・・・・・ 現況地目 畑 645㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が7,062㎡ 畑が8,039㎡ 計 15,101㎡です。

申請理由、譲渡人、申請地近くに居住する耕作者に売却する。

譲受人、買い受けて、規模拡大を図る。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主に水稻・イチゴの作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が27年、父57年、母47年です。通作距離は40m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり麦・野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月18日に・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局から説明があったとおり18日に現地確認を致しました。申請地は今まで、麦とか大豆を作ってあ

ったようですけど、今後は野菜、南瓜を作付けしていくという事でございます。何も問題はなかろうと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号11番は決定いたします。続きまして12番の説明を求めます。

事務局

はい、12番 土地の所在、

郷ノ浦町坪触字高磯・・・・畑 1, 653㎡

同じく・・・・畑 311㎡

同じく・・・・畑 132㎡

同じく・・・・畑 495㎡

計 畑が4筆で2, 591㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が14, 436㎡ 畑が20, 118㎡ 計34, 554㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて、規模拡大を図る。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・飼料です。農機具は、耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が28年、父母共に50年です。通作距離は500m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月18日に・・委員さんと譲受人のお父さん立ち合いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・番・・委員。

・・委員

皆さん、お早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局から説明がありましたとおり18日にお父さんの方と一緒に現地を確認させて頂きました。・・さんは牛を40頭程飼われておまして、申請地を購入して、飼料を作付けたいという事でございます。この土地は、2年程前までは、違う方が借りて飼料作りをされていた訳ですけれども、高齢で2年ほど空き地になって草

茫々になって荒れ地になりかけておりました所、それを見かけて有効利用という事で、今度の件になった訳でございます。耕作放棄地を無くす為にも良い案件ではないかなと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号12番も決定いたします。続きまして、13番の説明を求めます。

事務局

はい、13番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。土地の所在、

勝本町新城西触字前神田・・・・・・ 田 1, 5 1 9 m<sup>2</sup>

勝本町新城西触字小場山・・・・・・ 畑 1, 5 3 9 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 畑 1, 3 3 5 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 田 1, 0 2 6 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 畑 1, 0 3 4 m<sup>2</sup>

同じく・・・・・・ 畑 9 2 8 m<sup>2</sup>

田が2筆で2, 5 4 5 m<sup>2</sup>、畑が4筆で4, 8 3 6 m<sup>2</sup>、計6筆で7, 3 8 1 m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が4, 4 9 2 m<sup>2</sup> 畑が4, 8 3 6 m<sup>2</sup> 計9, 3 2 8 m<sup>2</sup>です。

申請理由、譲渡人、高齢のため後継者へ経営を移譲する。

譲受人、譲渡人の要望により受贈し耕作する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・アスパラガスです。農機具は、トラクター、選別機、防除機、軽トラです。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が47年、妻40年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月18日に・・委員さんと譲受人の奥さん立ち合いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

お早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局から説明がありましたとおり18日に現地を確認致しました。親子関係で後継者である・・・・・さ

んに譲るという事でございますので、何ら問題もないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号13番も決定いたします。続きまして、14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在、  
芦辺町深江南触字寺井川 . . . . . 田 657㎡  
芦辺町深江本村触字稗田 . . . . . 田 1,070㎡

計 田が2筆で1,727㎡

譲渡人、. . . . .

譲受人、. . . . .

経営地は田が1,972㎡ 畑が2,667㎡ 計4,639㎡です。

申請理由、譲渡人、島外に居住しており、現に耕作している譲受人へ贈与する。譲受人、譲渡人の要望により受贈し引き続き耕作する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・野菜です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が20年、母40年です。通作距離は遠いもので1.5km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月18日に・委員さんと譲受人立ち合いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・委員 お早うございます。地区担当の・です。只今、事務局から説明があったとおり18日に現地を確認しました。・さんと・さんは、ご親戚の間柄で、現に耕作をされております譲受人に譲るという事でございますので、何ら問題はないかと思えます。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号14番は決定いたします。

続きまして議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を

議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触字大津方・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 734㎡

転用目的 資材置場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 経営する会社の資材置場を、現在使用している産業廃棄物仮置場の隣接地に新設し、利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。6月18日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。今、事務局の説明のとおり18日に現地を立ち会いました。この農地に通じる道路も無く、昔は赤線を通じて耕作をしていたようでございますが、その赤線の管理も出来ずどうしようもないという状況でございます。しかも、この農地に隣接する土地、周辺もそうですけども農地はございません。それで、何ら問題はないかと思っておりますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号8番は、意見を付して進達いたします。

続きまして9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字小場・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 442㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成29年6月14日付けで住宅用地として転用許可を受けましたが、同年6月に集中豪雨があった為、土砂崩れ等を考慮し、法面の傾斜を緩くしたことにより、当初計画より宅地面積が減少した。隣接地である申請地を含めて再計画した為、転用申請を行います。というものです。権利の設定内

容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年5月29日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。農用地区域除外の折、委員さんと譲渡人・譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 お早うございます。担当のです。今、事務局が説明致しましたように、農用地区域除外の折、3月に事務局2名と譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地を確認いたしました。(許可が下りた分は)地引が行われておりました。しかし図面でいきましたら、家を建てると玄関を開けると法面というような状況で、これじゃ下にチシィ落ちるばいという事で、後ろに一寸ずつた訳でございます。当初の図面から一寸変更した訳でございますので、このような案件になっております。どうか審議の方をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号9番は、意見を付して進達いたします。

続きまして10番の説明を求めます。

事務局

10番 土地の所在

石田町石田東触字遡ノ尾・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 499㎡  
転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。6月18日に委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 お早うございます。担当のです。今、事務局から説明がありましたとおりです。譲受人のさんの方からさんと言ったら建設さんへ住宅の話がいきまして、そのさんの土地に家を建てて売るという話になっ

ております。周辺農地あたりにも別段影響ないかと思えます。皆様のご審議を、よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号10番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第27号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、13頁をお願いします。(説明の前に大変申し訳ございません。議案の訂正を2箇所お願いします。1箇所目は、3行目の末尾が進達の要がで終わっておりますが、進達の要がある。に訂正願います。2箇所目は4行目の譲受人を申請人に変更願います。お手数をお掛けします。)議案第27号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画について、次のとおり変更承認申請書が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番です。土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触字小場・・・・・・・・台帳地目 畑 現況地目 雑種地  
面積 397㎡

同じく・・・・・・・・台帳・現況地目 畑 442㎡

計2筆 839㎡

当初計画 住宅用地 397㎡ 変更計画 住宅用地 839㎡

申請人、・・・・・・・・

申請理由、平成29年6月14日付けで転用許可を受けましたが、同年6月に集中豪雨があった為、土砂崩れ等を考慮し、法面の傾斜を緩くしたことにより、当初計画より宅地面積が減少した。隣接地の・・・番・を含めて再計画した為、計画変更を行いたい。というものです。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。先程の農地法第5条の関連でございますので、よろしくお願い致します。

議長

はい、先程、補足説明して頂きましたが、どなたかご質疑がございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第27号は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第28号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について(第2回)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、17頁をお願いします。議案第28号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度2回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は14件、借手が13人、貸手が14人です。田が17筆で18,850㎡、畑が25筆で29,639㎡、合計42筆の48,489㎡です。



この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、18頁から19頁に掲載しております。よろしくお願ひ致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第28号も決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんようでしたら本日の総会の日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。